

【8 用語解説】

【あ行】

SPコード

印刷物などの隅に掲載する文字情報を格納したコード。視覚障害者であっても、専用の読み上げ装置を使用することで、コードに格納された文字情報を音声情報で得ることができる。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う機関

高次脳機能障害

脳外傷や脳血管障害等により、脳に損傷を受けた後遺症等として起こる、記憶障害、注意障害、社会行動障害などの認知障害等を指す。日常生活に重大な障害をもたらすが、外見上の身体障害が軽症のことも多く、誤解を受けやすい面がある。

高次脳機能地域支援センター

広島県が指定する、高次脳機能障害者の医療及び地域生活支援などに関する各種相談に対応する機関。広島市内では、総合リハビリテーションセンターが指定を受けており、相談支援コーディネーターを配置し各種相談に対応するとともに、出前講座や福祉担当職員を対象とした研修会にセンター職員を派遣している。

こども療育センター

児童の発達や情緒に関する相談に応じるとともに、医学的診断や判定などを行い、障害の早期発見・早期治療と必要な訓練等を行う療育相談所と児童福祉施設により構成される施設

【さ行】

災害時要援護者

災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者等で、同居親族等による避難支援が受けられず、現に避難支援が必要な者

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、利用する障害福祉サービス等の種類や内容などを記載

【8 用語解説】

し作成する計画

自主防災組織

昭和 34 年の伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として「災害対策基本法」が制定され、この法律によって生まれた隣保協同の精神に基づく地域住民による自発的な防災組織

障害者権利条約

平成 18 年 12 月に第 61 回国連総会で採択された障害者の人権条約で、日本は平成 19 年 9 月に署名。この条約では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

障害者制度改革推進本部

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成 21 年 12 月 8 日閣議決定により設置。内閣総理大臣を本部長とし全ての国務大臣で構成される。

障害者総合支援法に基づく協議会

障害者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス従事者等で構成する、地域の障害福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場。協議会では関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

ジョブ・コーチ（職場適応援助者）

障害者の就労に当たり、障害者や事業主等に対して、障害者の職場適応に関するきめ細かな支援を行う援助者。配置型ジョブ・コーチ（地域障害者職業センターに所属）、第 1 号ジョブ・コーチ（障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に所属）、第 2 号ジョブ・コーチ（障害者を雇用する企業に所属）の 3 種類がある。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う研修を修了し、一定の要件に該当すれば、障害者の雇用の促進等に関する法律による「職場適応援助者助成金制度」の対象となる。

ジョブ・サポート・ティーチャー

広島県教育委員会採用の特別支援学校就職支援教員。就業体験・職場実習の受入先・求人企業の開拓、関係機関との連携、生徒の面接指導、就業体験・職場実習における生徒の支援などの就職の支援を行う。

【8 用語解説】

ジョブ・ライフサポーター

障害者、特に知的障害者や精神障害者の雇用促進を図るため、一般就労を希望する障害者に対し、①就労前から職場定着後を含めた支援、②就労面だけでなく、生活面を含めた総合的支援、③個々の障害者の特性を踏まえた企業開拓などを行う者。本市独自に配置（平成 24 年度は 4 人）

心身障害者福祉センター

心身障害者に対して、健康の増進、教養の向上等のための便宜を総合的に供与し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置された施設

青少年総合相談センター

家庭、学校、地域社会、関係機関が一体となって青少年の成長を支援し、有機的に機能できる相談指導体制を備えた機関。幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題や障害のある子どもの就学・教育相談など、あらゆる相談に専門の相談員や臨床心理士・精神科医が対応する。

精神科救急情報センター

精神障害者又は保護者等からの緊急的な相談に対して、年間を通じて 24 時間体制で、精神障害者の症状の緩和が図られるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。

精神科第三次救急医療体制

重度の症状を呈する精神科急性期患者及び身体合併症患者を対象に「精神科救急医療センター」を設置し、年間を通じて、24 時間の診療に対応する体制

精神科デイケア

在宅の精神障害者等が精神症状の改善・社会生活能力の改善・精神症状の再発防止を目的に、精神科病院に通い作業療法・レクリエーション療法・集団心理療法・生活技能訓練等を受けながら一定の時間を過ごし、集団との関わりを学習するリハビリの一つ。その時間により、デイケア（6 時間標準）のほか、ナイトケア（16 時以降 4 時間標準）、デイナイトケア（10 時間標準）に分かれている。

成年後見制度

知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない者が、財産管理や日常生活での契約などを行う際不利益をこうむることがないように、本人の権利と財産を守り支援するための制度。家庭裁判所で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法定後見制度と、公正証書を作成する契約によって任意後見人を選任する任意後見制度に大きく分類できる。

先天性甲状腺機能低下症

生まれつき甲状腺ホルモンが不足しているために起こる病気。クレチン症とも言う。放置してい

【8 用語解説】

ると、心身の成長や発達に遅れが生じる恐れがあるが、早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障害などの発生を未然に防ぐことができる。

先天性代謝異常

生まれつき特定の酵素が不足しているために起こる病気。放置していると、心身の成長や発達に遅れが生じたり、時に生命の危険を伴う場合もあるが、早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障害などの発生を未然に防ぐことができる。

総合福祉センター

地域福祉の活動拠点である各区地域福祉センターに対する総合的な支援機能の強化を図るとともに、全市レベルでの地域福祉の一層の充実を図るための各種事業を展開することを目的として、現在の社会福祉センターの機能を拡充・強化して広島市が整備する施設（整備場所：広島駅南口Bブロック市街地再開発ビル内（5階全体と6階の一部）、平成28年度開設予定）

総合リハビリテーションセンター

①生活習慣病に起因する脳血管障害などの疾病や交通事故等に伴う脊髄損傷などにより増大する中途障害者のリハビリテーションニーズ等に対応するため、相談・評価から、医療・訓練、就労援助までの総合的なリハビリテーションサービスを一貫した計画のもとに提供し、社会復帰を促進すること、②地域リハビリテーション活動の拠点としての役割を果たし、障害者の地域における生活の再構築・定着を支援することを目的とした施設。身体障害者更生相談所、リハビリテーション病院及び自立訓練施設で構成される。

【た行】

地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つで、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活を支援する施設。

通級指導教室

特別支援学級とは別に、小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別な指導の場で行うという「通級による指導」を行う教室。言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のある児童生徒を対象としている。

特別支援学級

特別支援学校に比べ障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒のため、小・中学校に設置されている学級。知的障害、病弱・虚弱、弱視、

【8 用語解説】

難聴、自閉症・情緒障害の学級を設置している。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

特別支援教育アシスタント

小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活の補助及び安全確保等の支援を行う者

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会、校内研修の企画、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教職員

【な行】

難病

「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」や「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされているもの

二次障害

既存の障害（一次障害）の増悪等により、色々な疾患を発症し、新たに生活上の不自由をきたすこと。手足のしびれ、顎の痛み、よく転ぶ、ものを落とす、排尿の変化、肩のこり、腰痛、関節痛などの身体症状のほか、イライラする、ものを忘れる、精神疲労など症状は幅広く様々である。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）

発達支援コーディネーター

【8 用語解説】

保育園における発達障害児の支援リーダーの役割を担う保育士。発達障害児についての理解、ケースに応じた支援方法や保育環境の整備方法、アセスメントの手法、個別支援計画の策定方法、保護者等へのカウンセリングの手法等に関する講座を受講している。

発達障害者支援センター

発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うことなどの業務を行うもので、広島市では、本市こども療育センター内に設置

広島市災害ボランティア活動連絡調整会議

災害時において円滑にボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの効率的な活動に資することを目的とした会議。広島市、広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会やNPO等の関係団体で構成されている。

広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター

市域でのさまざまなボランティア活動や社会福祉に関する情報提供等、ボランティアコーディネーターによる相談受付等を行う機関。広島市ボランティア情報センターは、広島市社会福祉協議会内に、区ボランティアセンターは各区社会福祉協議会内に設置されている。

福祉有償運送

公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な高齢者や障害者を対象にNPO法人などの非営利法人が、営利とは認められない実費の範囲内の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

【ま行】

マス・スクリーニング検査

特定の疾患を発見するために、対象となる集団に対して行う検査。新生児を対象とする先天性代謝異常等検査などがある。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方